

多治見市住宅改修必要理由書作成手数料支払要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給の申請に係る住宅改修が必要な理由書（以下「住宅改修必要理由書」という。）を作成した者に対する住宅改修必要理由書の作成に係る手数料（以下「手数料」という。）の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 手数料の支払対象者は、本市の介護保険の被保険者に係る住宅改修必要理由書を作成した者又はその者が所属する事業者（以下「作成事業者」という。）とする。

2 前項の住宅改修理由書は、次の各号のいずれかに該当する者が住宅改修費の支給の申請を行う者（法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費又は法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費の支給を受けた者を除く。）のために、作成しなければならない。

- （1） 介護支援専門員
- （2） 理学療法士
- （3） 作業療法士
- （4） 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- （5） 地域包括支援センター職員
- （6） 建築士

（手数料の額）

第3条 手数料の額は、住宅改修必要理由書の作成1件につき2,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、多治見市介護保険条例施行規則（平成12年規則第84号）第37条第2項に基づく住宅改修の事前審査において、不承認の判断がされた住宅改修に係る手数料は、支払わないものとする。

（請求の手続）

第4条 作成事業者は、手数料の支払いを受けようとするときは、住宅改修必要理由書作成手数料支払請求書（別記様式）に作成した住宅改修必要理由書の写しを添付して、多治見市介護保険条例施行規則第37条第2項に定める事前承認の通知を受け

てから30日以内又は当該通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（手数料の支払）

第5条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに内容を確認の上、適当と認めたときは、作成事業者に対し、手数料を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により手数料の支払いを受けた者があるときは、当該手数料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 多治見市住宅リフォームヘルパー派遣事業実施要綱（平成16年告示第177号）は、廃止する。

別記様式（第4条関係）

住宅改修必要理由書作成手数料支払請求書

多治見市長

(住所)

(氏名又は名称)

※

(※)法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

下記のとおり請求します。

請求額 円（2,000円× 件）

1 内訳

被保険者番号	被保険者氏名	作成者氏名	作成資格	事前承認通知日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

2 振込先口座

振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

- 3 添付書類 (1) 作成した住宅改修必要理由書の写し
(2) 住宅改修必要理由書を作成した者の資格を証する書類の写し

注意事項

住宅改修必要理由書の作成は、介護支援専門員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）、地域包括支援センター職員、建築士のいずれかの資格等保有者が行うものです。
この請求書に、住宅改修必要理由書を作成した者の資格を証する書類の写しを添付してください。